

福島県公安委員会公告第5号

警備業法の一部を改正する法律（平成16年法律第50号）附則第5条に規定する審査のうち、警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則」という。）附則第7条第1項の規定による検定合格者審査（以下「審査」という。）を次のとおり実施するので、検定規則附則第9条に基づき公示する。

令和8年4月2日

福島県公安委員会

1 審査を行う警備業務の種別及び級、日時並びに場所

(1) 警備業務の種別、級

ア 空港保安警備業務	1級及び2級
イ 常駐警備業務	1級及び2級
ウ 交通誘導警備業務	1級及び2級
エ 核燃料物質等危険物運搬警備業務	1級及び2級
オ 貴重品運搬警備業務	1級及び2級

(2) 日時

令和8年7月22日（水）午前9時から正午まで

(3) 場所

福島県福島市北矢野目字檀ノ腰6番地の16
サンライフ福島（電話024-553-5529）

2 審査の定員

10名

（この定員は、前記1の(1)の警備業務の種別及び級の審査を受ける者のすべてを合わせた総数とする。）

3 審査対象者

検定規則附則第3条の規定による廃止前の警備員等の検定に関する規則（昭和61年国家公安委員会規則第5号。以下「旧検定規則」という。）第1条に規定する検定に合格した警備員である者で、検定規則附則第7条第2項の規定により学科試験及び実技試験の全部を免除される者に該当しないもの

4 審査申請手続等

次により受付を行うが、申請の先着順に審査を受ける者を決定し、審査を受ける者の数が定員に達したときは、その後の申請については、受付期間中であっても受付を締め切るものとする。

なお、郵送による申請及び本人以外の者が行う申請は、受け付けない。

(1) 受付期間

令和8年6月22日（月）から同月26日（金）までの5日間
（午前9時から午後4時までの間）

(2) 申込場所

次のアからウに掲げる区分に応じ、それぞれ次の警察署又は分庁舎に申請すること。

- ア 福島県公安委員会より旧検定規則第8条の合格証（以下「旧合格証」という。）を交付された者は、福島県内の最寄りの警察署
- イ 他の都道府県公安委員会から旧合格証を交付された者で、福島県内に住所を有する者（以下「県内住所者」という。）は、その住所地を管轄する警察署
- ウ 他の都道府県公安委員会から旧合格証を交付された者で、福島県内に所在する営業所に属する警備員であるもの（以下「営業所警備員」という。）に限る。）は、当該営業所の所在地を管轄する警察署

(3) 審査申請書類等

ア 審査申請書 1通

イ 添付書類

(ア) 写真 1葉

（申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦3センチメートル、横2.4センチメートルの写真で、その裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの）

(イ) 旧合格証の写し 1通

(ウ) 他の都道府県公安委員会から旧合格証を交付された者にあつては、次に掲げる区分に応じた書面 1通

a 県内住所者

住所地が福島県内に有することを疎明する書面（住民票の写し、自動車運転免許証の写し等）

b 営業所警備員

警備業務に従事し、かつ、福島県内に所在する営業所に属することを疎明する書面

(4) 審査手数料

ア 手数料

4,700円

イ 納付方法

福島県収入証紙により書類提出時に納付すること（キャッシュレス決済については、福島警察署及び福島北警察署に限る（分庁舎を除く））。

なお、納付された受講手数料については返還しない。

5 留意事項

(1) 審査を受ける者は、審査当日に旧合格証を持参すること。

(2) 審査は、学科試験（5枝択一式10問の筆記試験（試験時間30分））及び実技試験とし、学科試験に合格しなかった者に対しては、実技試験は行わない。

6 その他

(1) 発熱者や体調不良者等については、審査を受けることを認めない場合がある。

(2) 本審査に対する問い合わせは、福島県警察本部生活安全部生活安全企画課生活安全指導第一係（電話024-522-2151（内線3313・3314））に対して行うこと。